

平成24年1月30日

各 位

中央三井信託銀行株式会社
住友信託銀行株式会社

「後見制度支援信託」の取扱開始について

三井住友トラスト・グループの中央三井信託銀行株式会社（取締役社長：奥野 順）および住友信託銀行株式会社（取締役会長兼 取締役社長：常陰 均）は、新しい信託商品「後見制度支援信託」の取り扱いを平成24年2月1日（水）より開始いたします。

本商品は、家庭裁判所の指示に従い、後見制度による支援を受ける方（以下、被後見人といいます）の財産（金銭）を信託銀行が管理することによって、被後見人の安定的な生活の確保と財産保護を両立することを目的としています。なお、本商品の開発は、最高裁判所の提案を受けて、信託協会を中心に検討してまいりました。

本商品の特徴は、家庭裁判所の「指示書」に基づいて金銭信託を設定し、安全に運用しながら定期的に一定額の金銭を分割交付することができるほか、分割交付以外の信託金の全部または一部の解約は、家庭裁判所の「指示書」に基づく場合を除いて禁止されている点であり、このような特徴を活かして、被後見人の方の財産を計画的に利用し、適切に管理することができます。商品概要につきましては、別紙をご参照ください。

三井住友トラスト・グループは、本商品を通じて、お客さまとともに持続可能なよりよい社会・環境の実現に取り組んでいくとともに、より多くのお客さまのニーズにお応えできるよう、一層のサービスの充実を目指してまいります。

<受付開始日>

平成24年2月1日（水）

<取扱店舗>

中央三井信託銀行および住友信託銀行の国内本支店

以 上

「後見制度支援信託」商品概要

名称	後見制度支援信託 (成年被後見人向け)	後見制度支援信託 (未成年被後見人向け)
委託者兼受益者	法定後見人が選任されている 成年被後見人	未成年後見人が選任されてい る未成年被後見人
指示書	本商品の設定には、家庭裁判所の「指示書」が必要になります。	
設定費用	信託設定に際して費用はかかりません。	
信託期間	別途定める特約によります。	委託者兼受益者が成年に達す る日または信託設定日から2 年後の応答日のうち、いずれか 遅い日。
運用商品	指定金銭信託5年以上	指定金銭信託2年以上または 5年以上
預入単位	当初信託金：1,000万円以上1円単位 追加信託金：5,000円以上1円単位 但し、いずれも家庭裁判所の指示書が必要です。	
解約制限	全部または一部の解約（定時定額の分割交付は除く）には、家庭 裁判所の指示書が必要です。 但し、未成年被後見人（委託者兼受益者）が成年に達した場合は 除きます。	
解約手数料	定時定額の分割交付に伴う一部解約および家庭裁判所の指示書に 基づく全部解約または一部解約時の解約手数料は無料です。	